

令和元年東日本台風で被災された方々に対する各種手続きの手数料減免について

2021.9.21

長野県建設部建築住宅課

令和元年東日本台風により住宅が被害を受けたことにより、下記許認可等の申請を行う場合には、手数料の納付を免除してきましたが、令和3年10月12日で申請期間が終了します。

つきましては、手数料の納付の免除を受ける場合は、長野県 HP（下記アドレス）を参照いただき、申請期間までに罹災証明書の写しを添えて、最寄りの建設事務所に申請いただきますようお願いいたします。

■免除できる手数料

法律	事務の概要
建築基準法関係	法第6条の確認申請手数料（法第87条の用途変更も含む）
	法第7条の完了検査申請手数料
	法第7条の3の中間検査申請手数料
	法第43条第2項の接道に係る認定及び許可の手数料
	法第85条第5項の仮設許可申請手数料
長期優良住宅法	法第6条第1項の長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料
	法第8条第1項の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料
	法第9条第1項の譲渡人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料
	法第10条の地位の承継承認申請
低炭素法	法第54条第1項の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料
	法第55条第1項の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

■長野県 HP アドレス

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kakunin/tesuuryougenmen.html>

なお、期日までに工事が完了せず完了検査申請ができない場合でも、手数料の免除申請の手続きをしてあれば、完了検査時の手数料は免除となりますので、期日までに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、建築確認申請を民間確認検査機関に提出した場合でも、期日までに手数料の免除申請の手続きをし、完了検査申請を県に提出すれば、手数料の免除が受けられます。